

## 鎌倉市地域防災計画(素案)への鎌倉市防災会議委員等からの意見及び対応

## 1 鎌倉市防災会議委員からの意見及び対応

番号	委員名	意見	対応方針	頁	章節項	対応の概要
1	鎌倉保健福祉事務所長 濱 卓至 委員	避難所の運営の中で、復興期に「エ 医師、保健師等による健康相談の実施」(139 頁)という記載のように、初動期の「ウ 傷病者、要配慮者津の把握と対応」(137 頁)や混乱継続基及び復旧期の「傷病者、要配慮者等の把握と処置」(138 頁)、第 10 節の要配慮者等支援対策(158 頁～)についても、医師、保健師等の役割を明確化することをご検討いただければと思います。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-137、138、160	・第 2 章第 7 節第 4.2 ・第 2 章第 10 節第 2.1(2)	第 2 章第 7 節第 4 2 において、医師、保健師等と連携し、避難者の健康状態の把握や衛生状態を把握に努める旨を記載します。 また、第 2 章第 10 節第 2 1(2)に健康相談等について記載します。
2		例えば、145 頁のリード文の最後に、「なお、食糧の供給にあたっては、食品の温度管理、衛生的な取扱い等の衛生管理に配慮します。」等の追記をご検討いただければと思います。	ご意見のとおりに修正します。	地震津波-145	第 2 章第 8 節第 2	
3		栄養士による栄養相談も「エ 医師、保健師等による健康相談の実施」の中に溶け込ませる方が実態に合いますし、縦割り感が出ないと思います。 「第 2 避難所における要配慮者対策」の「1 要配慮者等の健康管理」についても、栄養士による巡回栄養相談等の記載がありますので合わせてご検討ください。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-138、160	・第 2 章第 7 節第 4.2 (3) エ ・第 2 章第 10 節第 2.1(2)	「また、必要に応じて、管理栄養士又は栄養士による栄養相談等を実施します。」を追記します。
4		「鎌倉保健福祉事務所等と連携し、医師、保健師、栄養士等による健康相談等を行い、必要に応じ医療機関へ移送します。」等としてはいかがでしょうか。	ご意見のとおりに修正します。	地震津波-160	第 2 章第 10 節第 2.1 (2)	

## 鎌倉市地域防災計画(素案)への鎌倉市防災会議委員等からの意見及び対応

番号	委員名	意見	対応方針	頁	章節項	対応の概要
5	藤沢土木事務所長 峯村 徹哉 委員	第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 津波に強いまちづくり 地震津波-16 第5 防災施設の確保 1 護岸等の点検・整備の文中 ○意見として、 「市は、沿岸域の護岸等について、・・・(途中省略)・・・計画的に実施します。」とあるが、漁港区域以外の沿岸域の護岸のほとんどが県管理護岸だと思われる中、冒頭に「市は、」を付けると市が主体的に実施するように捉えられるため、外した方がよい。※現行の「津波災害対策計画 第24章 津波災害予防計画 第6 防災施設の整備 1 護岸等の点検・整備」の文章と同様にしてはどうか。	ご意見のとおり修正します。	地震津波-16	第1章第7節第5.1	
6		○内容の確認として、 「また、津波避難困難地域について、津波を防御するハード整備を重点的に推進します。」とあるが、津波を防御するハード整備とは、どのようなものを想定しているのか、教えてほしい。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-14	第1章第7節第2.2	ハード整備の代わりに避難ビルの指定を優先することとし、該当箇所を削除し、地震津波-14の第1章第7節第2.2を「津波浸水想定区域内(特に津波避難困難地域)の公共施設や民間ビルの協力を得て、」に修正します。
7	株式会社総合防災ソリューション顧問 山本 忠雄 専門委員	「第1編 地震・津波災害対策」の「第1章 地震・津波災害予防計画」「第5節 がけ崩れ対策等」の中に、第4として「要配慮者利用施設における避難対策等」に「避難確保計画の作成支援」に関する記述があります。 津波ハザードマップによれば、津波浸水予想地域の中には、老人介護施設をはじめ、病院、学校、幼稚園、市行政センター、消防署等が所在しているようであることから、「第7節 津波に強いまちづくり」「第4 避難対策」の中にもこれらの施設における避難確保計画について記述することが必要ではないかと思われます。	今回の鎌倉市地域防災計画の改定に関しては、ご意見として承ります。	地震津波-15	第1章第7節第4	避難確保計画は、津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設において作成が義務付けられておりますが、本市は現在、津波災害警戒区域に指定されていません。 指定後に記載を追加することとします。

## 鎌倉市地域防災計画(素案)への鎌倉市防災会議委員等からの意見及び対応

番号	委員名	意見	対応方針	頁	章節項	対応の概要
8	こどもみらい部長	資料編3-3風水害等避難場所一覧表にあるように玉縄青少年会館や公会堂等、複数の風水害等避難施設が指定されているが、これらを開設する場合の運用方法等不明確な部分が多く、「いつだれがどのようなときに」開設し避難者の対応にあたるのか災害時に備え明確化すべきでは。これら風水害等避難施設の実際の運用は、風水害 P.26 4 不足する場合の対応に含まれているのか？ 災害規模等に応じて柔軟な対応が求められている部分もあるが、もしそうであったとしても開設する場合の混乱を少しでも防ぐために、ある程度の運用方法を確立させるべき。	今回の鎌倉市地域防災計画の改定に関しては、ご意見として承ります。	風水害 -26	第1章第16節第3.4	資料編 3-3 に掲載の風水害避難所は、今回の改定における指定避難所、指定緊急避難所に該当せず、ご指摘のとおり「風水害対策」P.26 4不足する場合の対応に含んでいます。具体的な運用については補助避難所の運用と併せ別途提示します。
9		「病院等…」避難施設(注)の「(注)」は何を意味しているのでしょうか？注釈がどこに記載されているのか分からなかったので質問です。	ご意見を踏まえ修正します。	総則 - 33	第4節第4	該当箇所を削除します。
10	湘南鎌倉総合病院 防災・災害対策委員長 山本 真嗣 委員	「神奈川県ドクターヘリ運用要項」がここで取り上げられたのはどういった理由からでしょうか？	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-112	第2章第5節第1.1(3)	改定前の現行計画でも同様に記載がなされていたため引き続き記載しているものです。なお、神奈川県地域防災計画にもドクターヘリに関する記載があることから、これを踏まえ、「医療機関での処置が必要な傷病者は、医療機関ドクターカーや救急車等により後方医療機関へ搬送します。また、市外の医療機関へ搬送する場合は、県保健医療調整本部と調整し、ドクターヘリ等の活用を検討します。」と改めます。

## 鎌倉市地域防災計画(素案)への鎌倉市防災会議委員等からの意見及び対応

番号	委員名	意見	対応方針	頁	章節項	対応の概要
11	東京ガスネットワーク (株)神奈川西支店 支店長 香川 健 委員	追記 ※都市ガスの供給停止件数(戸)は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数です。被害がないと確認された地域では速やかにガスの供給を再開します。	ご意見のとおりに修正します。	総則-16	第3節第2.1(2)	
12		追記 地震が発生した際の供給停止区域を最小限に抑えるため、低圧導管網を複数のブロックに分け、被害が大きい地域との切り離しが可能となっています。 特に液状化や津波被害が想定される地域については、ブロックを細分化し、被害が広範囲に及ぶことを防止しています。(津波ブロック)	ご意見のとおりに修正します。	地震津波-20	第1章第8節第4.1	
13		追記 市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災拠点の施設、設備の充実及び災害に対する安全確性の確保(エネルギーの多重化)に努めます。また、太陽光等再生可能エネルギー及び自立分散型エネルギーシステムの活用等にも対応した自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の充電が可能となるような燃料の備蓄に努めます。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-29	第1章第13節第4	「市は、市役所本庁舎や消防本部庁舎等の防災拠点の施設、設備の充実及び災害に対する安全確性の確保に努めます。また、再生可能エネルギー設備等の分散型電源設備の導入や非常用電源の確保を図り、十分な期間の充電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。」と修正します。
14		追記 社会福祉施設の管理者は、被災後の応急復旧等に必要な防災資材や停電時に備え、自立分散型エネルギーシステムや太陽光など再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用発電機等の整備を検討します。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-44	第1章第18節第2.1(3)	「(3)社会福祉施設の管理者は、被災後の応急復旧等に必要な防災資機材や停電時に備え、再生可能エネルギー設備等の分散型電源設備の導入や非常用発電機等の整備を検討します。」と修正します。

## 鎌倉市地域防災計画(素案)への鎌倉市防災会議委員等からの意見及び対応

番号	委員名	意見	対応方針	頁	章節項	対応の概要
15	東京ガスネットワーク (株)神奈川西支店 支店長 香川 健 委員	追記 また、ライフラインが途絶した場合に備えて、自立分散型エネルギーシステムや太陽光等再生可能エネルギーの活用等にも対応した非常用自家発電設備の増強等を計画的に進めるとともに、医療品や診療材料等の確保に努めます。	ご意見を踏まえ修正します。	地震津波-51	第1章第21節第1.2	「また、ライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の増強や非常用電源の確保等を計画的に進めるとともに、医療品や診療材料等の確保に努めます。」と修正します。
16		追記 本市では、これまで市立小中学校等を指定避難所(ミニ防災拠点)に指定しており、被災者が避難生活を送る施設として、災害情報受伝達の拠点、資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えた拠点として整備していることを踏まえ、市立小中学校を指定避難所に指定します。今後は、災害時の電源の多様化を図るため、自立分散型エネルギーシステムや太陽光などの再生可能エネルギーの活用等を進めます。	ご意見として承り、鎌倉市地域防災計画はそのままとします。	地震津波-35	第1章第16節第1.1	本項では、避難所の指定について記載している箇所であることから、案のとおりとします。
17		追記 市は、停電の長期化に備え、孤立化予想地域における家庭用燃料電池や自家発電機の整備や燃料の備蓄について検討します。	ご意見のとおり修正します。	地震津波-48	第1章第19節第2.4	

## 2 意見公募(パブリックコメント)の結果

- (1) 意見公募期間: 令和5年(2023年)1月25日(水曜日)～令和5年(2023年)2月23日(木曜日)
- (2) 意見総数: 0件